

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

春日井市

目 次

	ページ
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 農業の現状	1
2 農業構造の現状及び見通し	1
3 農業経営の目標	1
4 農業経営基盤の強化の方策	3
(1) 担い手の確保・育成	3
(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成	3
(3) 集落営農組織等による農作業受託機能の強化及び担い手の農業への 新規参入	3
(4) 農業経営の規模拡大	3
(5) 女性農業者の参画・協力	4
(6) 農業経営改善計画の認定制度	4
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
(1) 新規就農の現状	4
(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標	4
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組	4
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様 等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標	8
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育 成に関する事項	9
1 農業を担う者の確保・育成の考え方	9
2 本市が主体的に行う取組	9
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	9
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	9
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	10
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
1 農用地の利用集積に関する目標	11

2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	12
(1)	協議の場の設置の方法	12
(2)	地域計画の区域の基準	12
(3)	本市の役割	12
2	利用権の設定等の推進に関する事項	12
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	12
(2)	利用権の設定等の内容	14
(3)	開発を伴う場合の措置	14
(4)	農用地利用集積計画等の策定期間	15
(5)	要請及び申出	15
(6)	農用地利用集積計画等の作成	15
(7)	農用地利用集積計画等の内容	16
(8)	同意	17
(9)	公告	17
(10)	公告の効果	17
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	17
(12)	紛争の処理	17
(13)	農用地利用集積計画等の取消し等	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	18
(2)	区域の基準	18
(3)	農用地利用改善事業の内容	19
(4)	農用地利用規程の内容	19
(5)	農用地利用規程の認定	19
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	20
(7)	農用地利用改善団体の勸奨等	21
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	21
4	農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
(1)	農作業の受委託の促進	21
(2)	農協による農作業の受委託のあっせん等	22

5	人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進	22
6	農地中間管理事業の推進	22
第6	その他	22
別紙	1	24
別紙	2	25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本市は、名古屋市の北東、尾張丘陵と濃尾平野の接するところに位置し、東部から南部にかけては瀬戸市及び名古屋市に、西部から北部にかけては西春日井郡豊山町及び小牧市に、北東部は岐阜県多治見市にそれぞれ接しており、市域は、東西15.7km、南北13.7km、総面積92.78km²となっている。

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水等に恵まれ、主体である水稻のほか、北部の丘陵地において、もも、ぶどう、かき等の果樹やサボテンが生産されている。しかしながら、近年は都市化の進展に伴う農家や農地の減少、農業従事者の高齢化、農業経営規模の縮小、後継者の不足等、本市の農業をとりまく環境は厳しさを増している。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造は、農林業センサスの農家戸数によると、平成22年は1,588戸、平成27年は1,481戸、令和2年は1,252戸と減少を続けている。基幹的農業従事者のうち約8割が65歳以上と高齢化しており、農業経営体における経営耕地面積は、平成22年は302ha、平成27年は246ha、令和2年は210haと減少を続けている。

また、自給的農家が7割以上を占めており、農産物を出荷する農家は少なく、農産物は主に農業協同組合の産地直売施設で販売されているほか、農家自らが路地などで販売している。

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより担い手不足が深刻化しており、今後も農家や農地の減少が一層進むと考えられる。

3 農業経営の目標

本市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、既に効率的かつ安定的な農業経営の水準に達している農業経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、次の表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得を得ることができる農業経営をめざす青年等を確保し育成する。

表 効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間の目標

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね375万円</p> <p>基幹経営体当たり 概ね600万円</p> <p>※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者1.5人を想定）</p>	概ね1,800時間
青年等に新たに農業経営を営もうとする目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね250万円</p>	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

将来の農業を担う農業経営者の意向と、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長するとともに、農業経営の発展をめざす意欲と能力のある者を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 担い手の確保・育成

担い手を確保し育成するため、春日井市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、尾張中央農業協同組合（以下「農協」という。）及び愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県尾張農業改良普及課」という。）で構成するJA尾張中央（春日井市・小牧市）地域担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）が、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者など望ましい経営をめざす意欲的な農業者や生産組織等を対象とする営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施や導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成

規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者など意欲的な農業者や生産組織等に対しては、農業委員会、農協等が有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、利用権設定等を進める。

なお、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、農業経営の規模の拡大や農用地の集団化等による農用地の利用の効率化を推進する。

(3) 集落営農組織等による農作業受託機能の強化及び担い手の農業への新規参入

認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農協、農協の出資法人、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む。）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持や発展を図る。

また、集落営農組織については、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。

(4) 農業経営の規模拡大

農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協の春日井市オペレーター連絡協議会と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。また、集約的な経営展開を助長するため、愛知県尾張農業改良普及課の指導による既存施設園芸の作型や品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体としても重要であることから、オペレーターの育成や受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(5) 女性農業者の参画・協力

本市における農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）、農協の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討など、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

(6) 農業経営改善計画の認定制度

農業経営基盤強化促進法（昭和55年第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本市の農業を支える基幹的な担い手の育成のための施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用がこれら認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるように努めることとする。

認定期間の最終年（5年目）の農業者に対し、再認定を希望する場合には、専門家等を活用するように促し、さらなる経営改善のための分析と課題の把握を行い、関係機関や関係団体と連携し、必要な支援を行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市における新規就農者の推移は下表のとおりとなっているが、今後も農家や農地の減少、農業従事者の高齢化が一層進んでいくことから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規就農者数	1人	0人	0人

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に示す状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらうため、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保や育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標である年間200人を踏まえ、本市においては、年間2人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示す農業経営を営もうとする青年等を確保し育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術や経営面については愛知県尾張農業改良普及課や農協等が重点的な指導を行うなど、関係機関や団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示す目標を達成するための効率的かつ安定的な農業経営指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえた本市における主要な営農類型については次のとおりとする。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及びさらなる所得向上をめざすモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作 水稲専作 従事者数 家族2人	《経営規模》 25ha 《作付面積》 水稲 12ha 加工用米 8ha 作業受託 5ha	《資本装備》 トラクター 2台 田植機 1台 コンバイン 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 育苗施設 一式 農舎 1棟 《その他》 ・直売主体 ・農地の集積による 作業の効率化	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・顧客管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹 ぶどう専作 従事者数 家族2人	《経営規模》 90a 《作付面積》 露地 80a 簡易ハウス10a	《資本装備》 簡易ハウス 10a 果樹棚 90a スプレーヤー 1台 トラクター 1台 トラック 1台 作業場兼直売所 1棟 《その他》 ・全量直売 ・優良品種の導入	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・顧客管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹 もも専作	《経営規模》 100a	《資本装備》 スプレーヤー 1台	・複式簿記記帳の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料

<p>従事者数 家族1.5人</p>	<p>《作付面積》 早生品種 30 a 中生品種 40 a 晩生品種 30 a</p>	<p>トラクター 1台 トラック 1台 作業場兼直売所 1棟 《その他》 ・早生は市場出荷、 中生以降は直売主体 ・優良品種の導入 ・低樹高仕立て</p>	<p>・青色申告の実施 ・顧客管理の実施</p>	<p>制、休日制の導入</p>
<p>施設花き (サボテン、 鉢花、花苗な ど)</p> <p>従事者数 家族2人</p>	<p>《経営規模》 15 a</p>	<p>《資本装備》 硬質ハウス 15 a 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック 1台 ポットインゴマシン 1台 作業場 1棟 《その他》 ・直売主体</p>	<p>・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・顧客管理の実施</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入</p>
<p>施設野菜 水耕葉菜専作 (サンチュな ど)</p> <p>従事者数 家族2.5人 給与受給者 (短時間)2.8人</p>	<p>《経営規模》 20 a</p>	<p>《資本装備》 硬質ハウス 20 a 暖房機 2台 チラー 1台 冷蔵庫 1台 トラック 1台 作業場 1棟 水耕ベンチ 一式 《その他》 ・契約取引</p>	<p>・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・給与受給者(短 時間)の確保</p>
<p>露地野菜</p> <p>従事者数 家族2人 給与受給者 (短時間)2人</p>	<p>《経営規模》 100 a</p> <p>《作付面積》 多品目少量栽培</p>	<p>《資本装備》 トラクター 1台 管理機 1台 軽トラック 1台 簡易ハウス 100㎡ 動力噴霧器 1台 《その他》 ・有機質肥料利用、 化学農薬の削減 ・直売及びレストラン等との契約栽培</p>	<p>・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・顧客管理の実施 ・効率的な栽培品目 組合せ</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・給与受給者(短 時間)の確保</p>
<p>酪農</p> <p>従事者数 家族2人</p>	<p>《飼養頭数》 乳牛 経産牛 40頭</p>	<p>《資本装備》 牛舎 1棟 育成舎 1棟 コンプリートフィーダー 1台</p>	<p>・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・酪農ヘルパーの</p>

		バルクーラー 1台 パイプラインミラー一式 堆肥舎 1棟 トラック 1台 ショベルローダー 1台		利用
--	--	--	--	----

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作 水稲専作 従事者数 経営者1人 給与受給者 1人 給与受給者 (短時間)3人	《経営規模》 55ha 《作付面積》 水稲移植 14ha 水稲直播 7ha 加工用米 14ha 作業受託 20ha	《資本装備》 トラクター 4台 田植機 2台 コンバイン 2台 直播用播種機 1台 トラック 2台 畦塗り機 1台 育苗施設 一式 農舎 1棟 《その他》 ・乾燥調整はJAの施設を利用	・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場及び作業の管理 ・常用雇用者の責任分担の明確化 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等への加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間を含む)の安定確保
施設花き 苗物専作 従事者数 経営者1人 給与受給者 1.5人 給与受給者 (短時間)7人	《経営規模》 45a 《作付面積》 施設回転率 3.5回転/年	《資本装備》 硬質ハウス 20a ビニルハウス 25a 暖房機 5台 動力噴霧器 1台 トラック 1台 ミキサー 1台 ポッティングマシン 1台 自動播種機 1台 《その他》 ・小売業者等への直接販売	・労働力配分の適正化 ・常用雇用者の責任分担の明確化 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等への加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間を含む)の安定確保
養鶏(肉用鶏) 従事者数 経営者1人 給与受給者 3人 給与受給者	《飼養羽数》 7,000羽 《生産量》 21,000羽	《資本装備》 成鶏舎 3棟 育成舎 2棟 換気システム一式 自動給餌機 1台 自動集卵機 1台 トラック 2台 保冷車 1台	・労働力配分の適正化 ・常用雇用者の責任分担の明確化 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等への加入	・生産及び鶏糞処理の一部を外部委託

(短時間) 1人		食鳥処理場 250㎡ 販売所 1棟 《その他》 ・直売主体	・パソコンによる 経営管理	
----------	--	--	------------------	--

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示す目標を達成するための新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえた本市における主要な営農類型については次のとおりとする。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 従事者数・家族1人 給与受給者(短時間)1人	《経営規模》 50 a 《作付面積》 多品目少量栽培	《資本装備》 トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台 簡易ハウス 100㎡ 《その他》 ・有機質肥料利用、 化学農薬の削減 ・直売及びレストラン等との契約栽培	・効率的な栽培品目の組合せ ・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・給与受給者(短時間)の確保
トマト専作(施設、露地) 従事者数 家族1人 給与受給者(短時間)1人	《経営規模》 20 a 《作付面積》 施設 6 a 露地 14 a	《資本装備》 硬質ハウス 6 a 養液栽培システム一式 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 トラック 1台 作業場 1棟 《その他》 ・直売	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・給与受給者(短時間)の確保

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保・育成の考え方

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、かすがい農業塾やモモ栽培サポーター養成講座、さらには先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備に努める。

2 市が主体的に行う取組

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関や団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）、尾張農起業支援センター（愛知県尾張農業改良普及課内に設置）、農協等と連携しながら、就農相談を実施し、新規就農希望者に対し、市での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農地所有適格法人や先進農家等と連携して、研修生の受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒や学生が農業に対する興味や関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるように教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

愛知県尾張農業改良普及課、農業委員、推進委員、農協等と連携・協力して巡回指導を行うほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階における地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

そのため、担い手協議会が主催するセミナーへの参加を促し、認定農業者や農業委員、推進委員との交流の機会を設けるとともに、農協のファーマーズマーケットぐら

びいひろばを始めとする産地直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる巡回指導や面接に限らず、愛知県尾張農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産者部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金（農業次世代人材投資資金）や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援ステーション及び尾張農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては愛知県尾張農業改良普及課、農協、認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担し、情報共有を密に行うなど、連携を図りながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージなど、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、愛知県及び農起業支援ステーション及び尾張農起業支援センターへ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は、耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように市、農業委員会、農協、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市、農業委員会、農協、土地改良区等関係機関及び関係団体が緊密に連携し、今後、効率的かつ安定的な農業経営をめざす新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。また、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する取組を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の基本的な事項に定められた方向に基づき、農業振興地域整備計画の達成に向け、農用地の効率的利用の促進、認定農業者・農業生産組織等の地域農業の中心となる個人や組織の育成を推進し、地域農業の発展に資するため、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 利用権の設定等の推進
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進
- 6 農地中間管理事業の推進

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における水稻の農繁期を除いて設定することとする。

参加者については、農業者、市、農業委員、推進委員、農協、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛知県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

(3) 市の役割

地域計画の策定に当たって、愛知県、農業委員会、農地中間管理機構、農協等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権の設定等の推進に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれに定めるところによる。

- a 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(a)から(e)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(a)、(d)及び(e)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (a) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (b) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (c) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (d) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
 - (e) 所有権の移転を受ける場合は、上記(a)から(d)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - b 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - c 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- イ 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の a の(a)及び(b)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(a)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農協又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50に掲げる場合において農協又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金（以下「年金基金」という。）が利用権の設定等を受ける場合若しくは、年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）によ

る改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

- a その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- c その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は令和7年3月31日まで）及び農用地利用集積等促進計画（以下、農用地利用集積計画等という。）において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画等の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から、開発事業計画を提出させる。

イ アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画等の手続きを進める。

- a 当該開発事業の実施が確実であること。
- b 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

c 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画等の策定期間

ア (5)の申出その他状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画等を定める。

イ 農用地利用集積計画等の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画等を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画等は、現に定められている農用地利用集積計画等に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画等を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、市に農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により、市に農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ、ウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画等の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画等の作成

ア (5)のアの規定による農業委員会からの要請があったときは、市は、その要請の内容を尊重して、農用地利用集積計画等を定める。

イ (5)のイからウの規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農協からの申出

があったときは、市は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画等を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画等を定めることができる。

エ 農用地利用集積計画等において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画等の内容

農用地利用集積計画等においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カのbに掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他の利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他の所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

a その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨

の条件

- b その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (a) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (b) 原状回復の費用の負担者
 - (c) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (d) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

農用地利用集積計画等の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画等を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画等を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画等の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画等の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画等の取消し等

ア 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地

利用集積計画等に定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- a その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- b その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- c その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画等のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

- a (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画等の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- b アの規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。

ウ イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画等を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画等のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

エ ウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況並びに農作業の実施の状況、農業経営活動の

領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- a 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項
- b 農用地利用改善事業の実施区域
- c 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- d 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
- e 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- f その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域の農業者が組織する団体で、定款又は規約及び構成員についての法第23条第1項に規定する要件を備える者は、認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- a 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
- b 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- c (4)のアのdに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- d 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況と将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- a 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- b 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- c 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

- a イのbに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- b 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- c イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように勧奨することができる旨定められていること。

エ イで規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導、援助に努める。

イ (5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、援助を求めてきたときは、これらの機関や団体との連携を図りつつ、一体となって総合的・重点的な支援や協力が行われるように努める。

4 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組

織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

市は、農業委員会、農協、土地改良区等と連携して、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

6 農地中間管理事業の推進

市は、農地中間管理事業により、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるように、農業委員会、農協等の関係機関と一体となって推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)のイ関係)

次に掲げる者が、利用権の設定等を受けた後において、その対象となる土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

別紙2 (第5の2の(2)の関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払 方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画等においては、利用権を設定（又は移転）される当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画等に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の 支払方法	④ 有益費 の償還
Iの①に 同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に 同じ。	Iの④に 同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続 期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費 の償還
Iの①に 同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に 同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画等に基づく法律関係は失効するものとする。